もう一度おさらいしましょう！

マイナンバー制度

個人番号カードのこと

❊個人番号カードとは

個人番号カードは、ICチップを搭載したプラスチック製のカードで、次のような場面で利用できます。

①本人確認の際、顔写真付きの身分証明書として利用
②マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用
③各種行政手続きのオンライン申請に利用
④転入・転出手続きを簡素化するサービスに利用

❊個人番号カードの有効期限

20歳以上は10年、未成年は5年の有効期限があります。

❊個人番号カードがほしいときは

申請書に必要事項を記入し、写真を貼れば、簡単に申請ができます。通知カードが送られてきた封筒に、申請書と返信用封筒が入っていますのでご利用ください。また、スマートフォンで顔写真を撮影してオンライン申請する方法もあります。申請書が見当たらないときは、役場にご相談ください。

また、申し込みに締め切りはありません。いつでも希望するときに申請できます。

❊個人番号カードを申し込んだ後は

個人番号カードは、役場に届きます。カードが届きましたら、役場からご本人あてに交付通知書（ハガキ）でお知らせしますので、役場窓口でお受け取りください。

カードをなくしたときは！

役場（☎01564-2-4294）またはコールセンター（☎0120-95-0178・24時間年中無休）に電話してください。カードの一時停止措置を行います。その後、警察署か交番に遺失届（盗難届）を提出してください。

個人番号カードの再発行を希望するときは、役場の窓口で手続きをしてください。その際、遺失届を届け出た警察署の連絡先や、遺失届受理番号が記載された紛失届が必要になります。

また、通知カード・個人番号カードを紛失してしまったが、個人番号が知りたいときは、役場町民課にご相談ください。

通知カード・個人番号カードの記載内容に変更があったときは？

町外からの転入届や町内の転居届により住所が変更となる場合や、婚姻等で氏名が変更になる場合など、通知カードや個人番号カードに記載された個人情報に変更が生じたときは、記載事項の変更処理を行います。各種届出を行う際に、対象の方全員の通知カードや個人番号カードを役場に持参して手続きを行ってください。

※受け取るときに必要なもの

①通知カード
②交付通知書（ハガキ）
③住民基本台帳カード（お持ちの場合）
④本人確認書類（必ずご確認の上、ご持参ください）

●1点でよいもの…運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードなど

●2点必要なもの…健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金証書、生活保護受給者証、預金通帳、社員証、学生証など

※代理人でも受け取れるの？

個人番号カードは、原則として本人にお渡しします。本人が15歳未満の場合や、成年被後見人の場合は、本人、法定代理人ともご来庁ください。

本人が病気等で役場にお越しになることができない場合に限り、例外的に本人以外の方にお渡しします。

法定代理人、成年被後見人、代理人の方が受け取る場合は、必要書類が変わります。詳しくは、事前に役場までお電話等でお問い合わせください。

※個人番号カードの手数料

初回の手数料は**無料**です。

紛失などをされた場合、再交付手数料1000円（電子証明書を発行しない場合は800円）が必要となります。

※マイナポータルとは

マイナポータルは、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのかが確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせなどの情報を自宅のパソコンから確認できる、国民一人ひとりに提供される専用のポータルサイトです。

たとえば、各種社会保険料の支払金額や確定申告を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

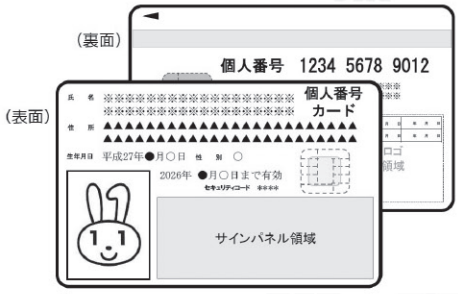

▲個人番号カードみほん

マイナンバーが必要になるのは、どんなとき？

▶源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示
▶税の申告書や法定調書などを提出する方は、個人番号や法人番号を記載
▶初めて児童手当の手続きをするとき
▶国民健康保険や後期高齢者医療保険の窓口手続きのとき
▶固定資産税に係る償却資産の申告をするとき

※通知カードをお持ちの方は、併せて本人確認書類の提示も必要になります。
※上記以外の事務で使う場合は、マイナンバーを利用する時期が近づきましたら改めてお知らせします。

マイナンバーに関するお問い合わせは、
町民課総合窓口・戸籍年金担当
（☎2-4294）まで